

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業)</p> <p>第5条 <u>管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）にあつては、3歳）に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第5条 <u>京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「<u>管理者</u>」という。）は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（<u>京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」</u>という。）を除く。）にあつては、3歳）に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「<u>部分休業</u>」という。）を承認することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第9条第

1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。) は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程第 5 条第 1 項の規定を適用する。

(上下水道局総務部職員課)